

(二) 仮換地

一三街区一一 一〇二、六九㎡

(三) 仮換地指定の効力発生日

平成二十五年五月二十日

なお、仮換地指定通知、位置図、仮換地図については、組合揭示場に揭示してあります。

教示

一、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にかぎり、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定により、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

二、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）から六箇月を経過するまでは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定により、名古屋市長新田土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）から一年を経過したときは、提起することができません。

令和 年三月十日

名古屋市長

土地区画整理組合

組合長

公示送達

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けべき者が受領を拒んだので、同法第三百三十三条第一項及び第二項において準用する同法七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けべき者の住所及び氏名

住所 名古屋市長区

氏名

(通知の内容)

(一) 従前の宅地

名古屋市長区東茶屋一丁目四九四番地

九一㎡